

V. R. F. Series

No.458

Mar. 2010

韓国の反ダンピング制度に関する研究

全 濟九 (Jun JeGoo)

日本貿易振興機構 アジア経済研究所

INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES, JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

はじめに

通常、反ダンピング関税制度とは輸入物品が輸出先の国内で正常に取引される価格より低い価格で輸入され、国内産業に被害が及ぶ際これを規制することである。これを規制する要件としては、ダンピングの存在及び国内産業に対する被害の発生及び両者間の因果関係の究明が必要となる。

しかしダンピングは、国際的な価格差別行為として、ダンピング企業側からは利潤及び売上高の極大化という肯定的な側面があると認識されている。また、輸入国の消費者の立場からはより低い価格で品物を買うことができ、消費者の権益保護及び輸入国の社会的な厚生が増加という肯定的な効果もある。

このようにダンピングに関する肯定的な側面にもかかわらずダンピング行為が不公正貿易行為として規制されている理由は、輸出国の製品が輸入国の製品に対する掠奪な価格戦略(predatory pricing)を行う場合、その製品が入っている輸入国の産業がまだ競争力を確保できないのであれば大きな被害をもたらすこととなる。またこれによりその産業が崩壊されるまでになると輸入国の消費者の厚生が減少することとなる。

1995年に始まったWTO体制では、関税及び非関税障壁などすべての種類の貿易制限措置の撤廃を通じて自由貿易主義を標榜すると同時に、例外措置として反ダンピング規制制度をずっと維持している。

韓国は、1987年貿易委員会を設立して以来ダンピング輸入による国内産業被害を軽減させる手段として反ダンピング措置を持続的に維持して来た。特に最近価格競争力を元にした中国及びインドなどの輸入製品による低価格攻勢と各国の激しい輸出戦略に直面して反ダンピング措置に対する需要が増えつつある。

さらに、韓国の反ダンピング制度及び施行体制は、最近の韓・米FTA締結をきっかけに市場開放への動きが拡大されている状況に対して慎重な見直しが要求されている。工業品市場は勿論、農産物市場に対しても全面的な開放がアメリカと合意されたし、現在このような市場開放への動きは近いうちに妥結が予定である韓・カナダ、韓・メキシコなどのFTAによりさらに広がると予想される。

このような通商環境の変化が市場開放の拡大に向けて進んでいる中で反ダンピング制度

が障害要因にならないようにいかに効率的に維持していくのが今後課題であると思う。同時にダンピング輸出による不公正貿易行為から自国産業への被害を防ぐ最後の安全装置として機能させなければならない。

したがって、最近まで韓国は、反ダンピング措置の最大被害国の一つとして制度の有用性に懐疑的な立場を維持するとともにドーハ交渉では反ダンピング協定改正作業に積極的な意見を提示した。急速に拡大されている市場開放の中で今後の反ダンピング制度の活用性が過度に阻害されないでより公正で客観的な制度としての施行を担保できる体制を備えることが韓国の反ダンピング制度改編の重要な政策的な課題である。

このような状況を元に本論文では、WTO 及びアメリカ、EU、日本と韓国の反ダンピング制度を概観したあと、それによって浮き彫りになる制度上の主要争点と問題点を把握する。これによって、韓国の反ダンピング関税制度の発展方策を提示することで反ダンピング制度が公正貿易のための順機能の充実化を図ることを目的とする。

目 次

I. ダンピングと反ダンピング関税	1
1. ダンピング	1
2. 反ダンピング関税	3
II. 国際反ダンピング制度の発展及び主要国の反ダンピング制度	6
1. 国際反ダンピング法の発展	6
2. WTO反ダンピング協定の主要内容	8
3. 主要国の反ダンピング制度	16
III. 韓国の反ダンピング制度	22
1. ダンピング防止関税制度の導入及び移り変わり	22
2. 反ダンピング制度の主要内容	24
3. 反ダンピング関税の運営現況	30
IV. 韓国の反ダンピング制度の問題点及び改善策	34
1. 反ダンピング制度の基本要件	34
2. 法律上の問題と改編策	36
3. 反ダンピング関連機関の改編及び新設	44
4. 産業被害判定関連規定の補完	46
結びにかえて	48
参考文献	50

I. ダumpingと反Dumping関税

1. Dumping

(1) Dumpingの定義

Dumpingは、よく物品を原価以下の安い価格で販売することと認識されている。しかし国際貿易で言われるDumpingとは、国際協約であるWTOの規定により輸出国の生産者あるいは輸出者が自国内で通常取り引きされている正常価格より低い価格で輸出することを意味する。すなわち、輸出国内で通常取り引きされている特定物品の正常価格が貿易相手国（輸入国）での輸出価格より高い時Dumpingが成立し、その過程で発生する差額をDumpingマージンと称する。これを等式にすると“輸出国内の正常価格 - 輸出価格 = Dumpingマージン”と表すことができる。したがって輸出価格が輸入国内で消費されている同種物品の価格に比べいくらか低い価格となっても結局は輸出国内で通常取り引きされている価格と輸出価格が同じであるかそれより高い時にはDumpingではないのである。

このように定義すると、Dumpingは単純な国際的な価格差別の形態として理解されるかもしれないが、実際にDumpingが発生したかどうかを判断するには非常に複雑な過程が必要となる。まず、輸出価格と正常価格が、お互いに比較可能でなければならない。二つの価格を比較可能にするためには複雑な価格調整の手続きを通さなければならない。輸出価格と正常価格は該当物品の出庫価格、すなわち国際市場での価格差を発生させる運送費用や販売費用が加算される前の工場引き渡し価格で比較しなければならないので調整手続きは不可避だと言える。また該当物品が輸出国内では極めて少量が販売されている又は全然販売されていない場合に国内で通常取り引きされている価格の代りに第3国への輸出価格や構成価格などが適応されることとなるが、

これもまた複雑な問題がある。

(2) ダumpingが発生する理由

第一に、新しい市場の開拓と既存市場を確保するためである。これは独占化により海外競争の回避及び市場浸透の目的がある。

第二に、国際市場での価格競争力を確保するために輸出業者が国内価格と輸出価格を差別化する。これは単純な企業の目的、長期的な利潤の極大化の意図または経営者の意思決定によるものである。

第三に、国内市場の負担を軽減させようとする意図である。すなわち、国内市場の需要に比べて供給が飽和の状態にあり、国内価格を引下げると利潤に損失が発生し、それを解消するために外国市場に販売する場合である。

第四、海外市場への輸出することで国内生産・所得を増大させ、マクロ経済的な目的を実現しようとする場合である。

(3) ダumpingの 類型

ダumpingは、その持続期間によって大きく短期的ダumping (short-run dumping) と長期的ダumping (long-run dumping) に分類することができる。これはもちろん時間的概念による分類であるが、事実上ダumpingの発生動機と密接に関連している。すなわち、国内的に過剰生産がある場合一時的に在庫を外国へ低い価格で輸出することで値下がりによる市場攪乱の回避を目的とした散発的ダumping (sporadic dumping) と輸入国内の競争企業に対する市場逐出や潜在的競争企業の市場進入の阻害を目的とした掠奪的ダumping (predatory dumping) などが短期的ダumpingに当たる。また、既存の生産施設を完全に稼働しながら生産と係わる間接費の差を利用して国内市場での価格よりいっそう安い値段で長期的な計画で外国に販売する長期的なダumpingは持続的ダumping (persistent dumping) とも呼ばれる。

最初にダンピングを理論化した Viner は一般的に持続的ダンピングとは輸入国に有益な行為である一方、短期的ダンピング特に掠奪的ダンピングは有害だと説明している。分離した市場 (segmented market) で価格差別的な独占者によって行われる持続的ダンピングは輸入国内の生産者に発生する調整費用より、消費者に発生する利益、すなわち消費者余剰 (consumer surplus) が大きいという点で結果的に輸入国に有益であると理解されがちである。それに対して競争除去を目的にする掠奪的ダンピングは、究極的に輸入国内の独占的地位を通じたダンピングによる損失回収は勿論、独占利潤の確保を目的としている点においては輸入国に有害な結果をもたらす。

2. 反ダンピング関税

(1) 反ダンピング関税の定義

反ダンピング関税とは、外国の輸出者が自国の国内市場価格より低い価格で輸出することで輸入国の国内産業に被害を与えたり被害の憂慮がある場合輸入国が同物品の輸入の際その差額を関税として賦課することである。すなわち、反ダンピング関税とは外国の生産者が正常価格に対し不当に安い価格で輸出することで国内産業へ被害を引き起こした場合に輸入国が該当物品に対して賦課する特別関税である。

WTO 反ダンピング協定によれば反ダンピング関税を賦課するためにはダンピング行為によって国内産業が実質的な被害 (material injury) を被るとか被る恐れがある場合と規定している。また、国内産業の被害がダンピング行為によって引き起こされたことが客観的に証明されなければならない。WTO 体制の下で反ダンピング関税賦課が認められる理由は、何より不公正貿易行為を防止して公正な貿易秩序を確保するという側面が強い。

しかし反ダンピング関税制度はその適用が比較的容易でまた WTO 反ダンピング協定上の規定に曖昧な点が多く、世界各国は反ダンピング制度を保護貿易措置に濫用

する余地が大きいので国際社会で非関税障壁として分類されている。

(2) 反ダンピング関税の特徴

反ダンピング関税制度は一般関税や緊急輸入制限措置などとは違って次のような特性を持っている。

第一に、反ダンピング関税は、無差別的に適用される一般関税とは異なり制限的でまた差別的に適用される貿易政策手段である。一般関税は、輸出者や輸出国にかかわらず等しく適用されるので無差別的であるが、反ダンピング関税は、特定の輸出国または輸出者から輸入された商品に対して選択的に賦課される。

第二に、反ダンピング関税負担の責任は、輸出国に転嫁される。もちろん反ダンピング関税を負担しなければならない一次的な対象者は輸入業者であるが、その発生原因が輸出国の不公正な貿易行為なのでその責任も輸出国に帰属されるのである。

第三に、反ダンピング関税の賦課は、大きな輸入制限効果を発揮することとなる。反ダンピング関税は、特別な場合に賦課される関税である。なぜなら、一般関税は輸入者、輸出者皆が前もって認知している内容なので対処が容易であるが、反ダンピング関税の場合は、事前に予測ができないからである。したがって、輸出入契約が成立した後新しい負担要因として発生するものであり、輸入業者は予め予想する事が出来ないで打撃を受けると大きな輸入制限の効果がでることとなる。

第四、反ダンピング関税は、賦課が容易である。一般関税や輸入割当制などの規制方式は、世論と相手国との関係などを考慮しなければならない一方、反ダンピング関税は、大部分政府部門ではない民間によって提訴されて、その調査結果によって賦課されるので他の方式と比べて賦課が容易である長所がある。

(3) 反ダンピング関税の経済的効果

1) 輸入国に及ぶ影響

反ダンピング関税の効果は、ダンピングの種類や輸入国内の競争状況によって変わるが、一般的に輸入国内の競争を減少させる否定的な影響が大きい。

輸入国の立場で見ると、反ダンピング関税は国内競争企業の生産者余剰を増大させる一方消費者余剰は減少させる。特に、消費者余剰の減少分が生産者余剰の増大分より大きくなると輸入国経済の全体としては否定的な影響を与える。

2) 輸出国に及ぶ影響

反ダンピング関税が賦課されれば輸出企業は輸入国内での価格競争力が相対的に弱体化し、輸入国内でのマーケットシェアが大きく下落する。これにより結局は経済的損失が発生することとなる。特に、反ダンピング関税は輸入国内の輸入が急激に増加する時に賦課される場合が多いから当該国への輸出に大きく依存している輸出企業は大きな経済的損失を被ることとなる。

反ダンピング関税が実際に賦課されていないとしてもダンピング提訴または提訴脅威自体だけでも外国企業の国内進入を沮止する効果があり、調査過程での企業情報提供及び裁判費用などは、輸出企業にとって大きな負担となる。

II. 国際反ダンピング制度の発展及び主要国の反ダンピング制度

1. 国際反ダンピング制度の発展

(1) 1947年 GATT 第6条

1904年カナダが初めて反ダンピング法を制定した以来、アメリカ（1916年）、オーストラリア（1906年）など多くの国々が不公正貿易慣行に対して一方的に規律を定め始めた。これは各国の反ダンピング法が保護主義手段を濫用する可能性に対する憂慮とともに国際的なダンピング規律を定めるための試みが始まるきっかけとなった。

その結果、1947年 GATT 会談では、ダンピングを規制するための特別規定（GATT 第6条）が用意された。同条項は、ダンピングの技術的定義、被害の概念、許容される対応手段の範囲、調査手続きなどを規定した総7個の条項で構成されている。しかし、同規定は曖昧な点が多くまた多数の国々がダンピングマージンや被害算定を自国の反ダンピング規定によって恣意的に解釈する余地を多く含んでいたのである。

1960年代になってアメリカなど先進国が反ダンピング措置をダンピング防止の目的より輸入規制の手段として使う傾向が多くなった。したがって、1947年の GATT の第6条だけでは各国がばらばらに運用していた反ダンピング制度や慣行を規制することができないという認識に至った。

(2) 1967年ケネディラウンド協定

1947年 GATT の反ダンピング規定を補うために GATT の第6次多国間交渉であるケネディラウンド（1962-1967）で各国の恣意的な反ダンピング運用手続きを制限するための国際反ダンピングコード（International Anti-dumping Code）が制定され1968年7月から施行されることとなった。これはダンピングと国内産業への被害との関連性

を明文化して、暫定措置及び溯及適用の制限などの規定を用意して GATT 第 6 条の内容をより明確にした。しかしケネディラウンド交渉が締結された後アメリカ、EC など先進国が反ダンピング制度を自国の国内産業の保護手段として頻繁に使うことによって反ダンピング制度は再び多国間交渉の対象となった。

(3) 1979 年東京ラウンド協定

GATT の第 7 次多国間交渉である東京ラウンド（1973-1979）で GATT 第 6 条の規定を改正し、施行の統一性と確実性を付与するための反ダンピング協定が採択された。同協定は総 3 部 16 個の条項で構成されており、被害の決定、輸出業者と輸入国間の価格引上約束、ダンピング防止関税の賦課及び徴収などに対する改正が行われた。特に公正で公開的な手続きを用意し、紛争は迅速で公正に処理されることを明文化した。しかし同協定に対する発展途上国の参加が少なく国際貿易規範としての普遍妥当性を取り揃えることができなかった。またこの協定は、先進国の権利を強化した一方、発展途上国には義務を多く要求することで先進国に恣意的な輸入規制のための根拠を提供したという評価を受けた。

(4) 1994 年ウルグアイラウンド協定

ウルグアイラウンドの目的は国際貿易における市場開放拡大、GAT 体制及び規律強化、知的財産権など新分野に対する多国間規範の用意などを通じて新しい世界交易秩序のフレームを作ることであった。ウルグアイラウンド（UR）において反ダンピングに対する議論は輸出国と輸入国間の間での尖鋭な対立により交渉は難航した。この交渉ではアメリカ、EU などの輸入国と日本、韓国、香港などの輸出国が尖鋭に対立した。輸出国は、既存の反ダンピングコードの強化及び明瞭化を通じて先進国の恣意的な反ダンピング措置を防止することに焦点を置いた。一方、輸入国は以前のダンピング規制を回避する目的で試みた迂回ダンピングなど新しい企業慣行に対する規制を交

渉の焦点とした。

このような両側の尖鋭な意見対立を通じて制定された新しい協定（WTO 反ダンピング協定）は、ダンピング手続きの客観性と公正性を確保し、反ダンピング措置賦課に関する基準を明確にしたという評価を受けた。

2. WTO 反ダンピング協定の主要内容

(1) ダンピングの決定

1) ダンピングの定義

ダンピングは、商品が正常価格（normal value）より低い価格で他の国の商業圏内で導入されることである。すなわちある国が他の国に対する商品の輸出価格を輸出国で販売されている同種の商品に対する通常的な取引において比較可能な価格より低い場合にダンピングとする。他の国の商業圏内への導入は、該当の国に対する販売を意味するのにもかかわらず具体的な販売の定義は下されていない。通常取引とは普通の場合・慣行による商品販売を意味し、商品の条件付き再販売、原価以下の販売、関係人に対する販売などは通常取引とは言わない。同種商品とはすべてのところで該当の商品と等しい商品を意味し、そういう商品がない場合にはまったく同じ商品ではなくても比較される商品と類似の特性を持っている商品を意味する。

2) 正常価格の決定

① 輸出国の国内販売価格

ダンピングマージンの計算のために輸出価格と比較される正常価格とは輸出国での通常的な取引による国内販売価格を意味する。通常取引による適切な国内市場価格がない場合、すなわち輸出国の国内市場の特別な市場状況または小規模の販売のため適切な比較ができない場合、正常価格は原産地での生産費をもとに構成されるか（構成価格）、輸出国から第3国に輸出される同種商品との比較が可能な代表的な商品の

価格（第3国輸出価格）が使われる。

輸出国の国内販売価格の代りに構成価格を使う場合と第3国への輸出価格を使用する場合に優先順位はない。輸出国の国内市場で消費される同種商品の販売が当該商品の輸入国に対する販売の5%以上を占める場合、このような販売は一般的に正常価格を決める十分な規模になっていると見なされる。

② 第3国への輸出価格

輸出国の国内販売価格の代りに第3国への輸出価格を正常価格として使うことができる。しかし反ダンピング協定には、第3国への輸出価格を決めるため‘適切な第3国’をどのように決めるか、そして‘代表的な価格’とは何かに対して具体的な基準はない。したがって、これに対する判断は一応輸入国の政府に任せられているように見られるが、‘適切な’第3国または‘代表的な’価格などの表現は輸入国の裁量権に限界があることを意味する。

③ 構成価格

輸出国の国内販売価格や第3国への輸出価格を正常価格の決定に利用することができない場合、構成価格が適用される。構成価格とは、原産地国での生産費用に合理的な金額の管理費、販売費、一般費用と利潤を合算して構成された価格である。構成価格において‘管理費、販売費、一般費用及び利潤’とは、調査対象の輸出者や生産者の‘実際資料’によるものでなければならない。

④ 原価未満の販売の場合

通常取引で認められることができない代表的な事例で原価未満の販売（sales at below cost）がある。正常価格の計算基準に満たない原価未満の販売は、輸出国の市場での販売価格が単位当りの生産費（固定可変費）に一般管理費と販売費を合算した価格に満たず、合理的な期限内にすべての費用が回収されることができない価格であり、延長された期間中に相当な量が販売された場合である。延長された期間とは、通常1年であり少なくとも6ヶ月以上でなければならない。

3) 輸出価格の決定

輸出価格とは、ある国の商品が他の国の取引に導入される際の価格を意味する。輸出価格が存在しないとか輸出者と輸入者または第3者との間に提携または補償協定が存在して輸出価格が信頼できない場合、調査機関は、輸入商品が購買者に最初に再販売された価格をもとに輸出価格を構成する。

4) 正常価格と輸出価格の比較

① 公正な比較

正常価格が決められると正常価格は輸出価格と公正に比較しなければならない。このような公正な比較とは取り引きされる水準が等しい通常の工場引き渡しの段階でできるだけ同時に成立する販売に対して行われるべきである。あらゆる販売条件、課税、取引段階、数量、物理的な特性の差と価格比較に影響を及ぼす可能性があるもの以外の差異も含めてそれぞれの内容を適切に考慮しなければならない。調査機関は、公正な価格を比較するために関連当事者にどのような情報が必要なかを通告しなければならないし、また関連当事者に不合理な立証責任を負担させてはならない。

② 為替変動

ダンピングマージンの計算のための正常価格と輸出価格の比較は、‘価格’の比較という点で公正な比較のため価格に等しい通貨で表示しなければならない。正常価格と輸出価格の比較のために通貨の換算が要求された場合、販売日の為替レートが適用される。

(2) 被害の決定及びダンピング被害との因果関係

1) 被害の決定

反ダンピング関税が賦課されるためには、ダンピング存在の判定とともに被害の判定をしなければならない。このような被害がダンピング輸入から惹起されたというダンピング被害の因果関係に関する立証がなければならない。GATT 第6条に言及され

ている被害は ① 国内産業に対する実質的被害（material injury）と ② 実質的な被害の脅威及び ③ 国内産業の確立に対する実質的な障害で構成される。被害は、明白な証拠に基づいて決めなければならないし、① ダumping輸入物量と国内市場での同種商品の価格に対する効果及び ② 国内生産者に対する結果的な影響に対する客観的な検討が伴わなければならない。

2) ダumping被害との因果関係

反ダumping協定では、ダumping輸入品により輸入国の同商品の産業に被害をもたらされたという事実が立証されなければならないと規定している。調査当局は具体的に同じ時点で国内産業に被害をもたらしたダumping輸入品以外のすべての要素を検討し、このような他の要素によって発生した被害はダumping輸入品によるものに帰属させてはならないと規定している。

(3) 反ダumping手続き

1) 反ダumping調査の開始

反ダumping協定による調査とは、書面申し込みによるものまたは職権によって開始される。

① 申し込みによる調査

反ダumping調査は、国内産業の要請によるもの、または代わりに書面で申し込まれるものがある。このような申し込みには、ダumping被害及びダumpingと被害との間の因果関係を立証したものを含まなければならない。また、関連証拠によって立証されていない単純な主張などは要件として認めない。反ダumping調査の申し込みが可能な国内産業とは、ダumpingで輸入された同種商品を生産する産業の生産者または国内全体の生産量の大多数を占める生産者を意味する。反ダumpingを提訴できる資格に関しては国内産業が数値化されている。反ダumping協定によれば申し込みに対して支持または反対の見解を表明したものが国内産業の総生産の 50%を超過する生

産量を構成する生産者である場合にその申し込みを国内産業によるものと見なされる。

② 職権による調査

特別な場合において調査する国の政府は国内産業によるかまたはその代わりに書面申し込みを受け付けなくとも調査の開始を決めることができる。この場合、調査する国の政府は申し込みによる調査と同じく調査の開始を正当化することができるダンピング、被害及び因果関係に関する十分な証拠がなければならない。

2) 反ダンピング調査手続き

反ダンピング調査手続きは、ダンピングが存在するかどうかとダンピング輸入で国内産業が実質的に被害を被ったのかどうかという二つの調査から成り立つ。ダンピングと被害との因果関係に関する証拠は反ダンピング調査の開始可否を決定する暫定措置の適用及び確定反ダンピング関税を賦課するまで、反ダンピング調査手続きの全過程において必ず考慮されるものである。もし、ダンピングと被害の因果関係が十分に立証されないと反ダンピング手続きそのものは終了する。調査は特別な事情がなければ1年以内に終了することとなっている。最大であっても開始後18ヶ月を超過することはできない。

① 最小許容水準

ダンピングマージンが最小許容水準であるかまたは実在・潜在的なダンピング輸入量と被害が無視できる水準であると調査する国の政府が認めた場合は即刻に調査を終結させる。ダンピングマージンが2%未満の場合は最小許容水準であると見なされる。特定国からのダンピング輸入物量が輸入国の同種商品の輸入量の3%未満であり、また同種商品の輸入量が3%未満である国々からの輸入の合計が輸入国の同種商品の輸入総量の7%を超過しなければ一般的にダンピング輸入量として無視できる水準と見なされる。

② 情報の利用

反ダンピング調査に係わるすべての利害関係者には、調査機関から関連情報が通報

され、また当該調査と関連があると見なされるすべての証拠を書面で提出できる。質疑書を受けた輸出者または外国の生産者の回答期間は最小限 30 日であり、期間の延長については要請がある場合に調査する国の政府が考慮して判断する。調査機関は現場調査（on-the-spot investigation）などを通じて提供された情報の正確性を検証できる。利害関係者が合理的な期間内に必要な情報への接近を拒否するかまたは情報を提供しなかった場合と調査に重大な障害が生じた場合は調査機関が利用可能な資料（facts available）に基づき予備決定または最終決定を下すことができる。

③ 当事者利益の保護

反ダンピング調査の全過程を通じてすべての利害当事者は、自分の利益を防御するための十分な機会が与えられる。したがって、調査機関はすべての利害関係者がお互いに自分の意見が障害なく論じることができる機会を提供しなければならない。

④ 標本調査

調査する国の政府は一般的に調査対象商品に係わっている関連輸出者または生産者に対しそれぞれの個別ダンピングマージンを決める。しかし、係わる輸出者、生産者、輸入者または関連商品の種類の数があまりにも多く、このような決定が不可能な場合は標本調査を行うことも可能である。このような標本調査は、できるだけ関連輸出者、生産者または輸入者の同意を得てから行う。

(4) 反ダンピング措置の賦課

1) 暫定措置

調査機関は、最終決定による確定反ダンピング関税を賦課する前にダンピング輸入による国内産業への被害が拡大されるのを防止するための暫定措置を取ることができる。すなわち調査機関は反ダンピング調査期間中にダンピングによる国内産業への被害を最小限にするため予備肯定決定としての暫定措置を下すことができる。

暫定措置とは、暫定的に推定されたダンピングマージンを超過しない範囲内で暫定関税または暫定的に推定された反ダンピング関税に相当する保証金（現金預置または有価証券）の支払いを命じることである。

2) 値上げの約束

調査する国の政府は輸出者から価格の修正または当該地域に対するダンピング価格での輸出の中止などの自発的な約束を受けて、ダンピングによる被害が除去できると納得した場合は調査を暫定措置や反ダンピング関税の賦課なしに止められるか終了させることができる。値上げの約束は、ダンピングマージンがなくす必要な水準を超過してはいけなく、国内産業に対する被害をとり除くのに適切な水準のダンピングマージンよりは小さいことが望ましい。値上げの約束は輸入国の調査機関がダンピング被害に対する予備肯定決定を下した後に輸出者に要求されるかまたは受諾される。

3) 確定反ダンピング関税

① 反ダンピング関税賦課の対象

反ダンピング関税は、値上げの約束を受諾した輸出者を除いてダンピング及びそれによる国内産業に対する被害が確認されたすべての輸入先に対して無差別的に賦課されなければならない。輸入国は、反ダンピング関税が賦課される商品の供給者を指定しなければならないが、一つの国に多数の供給者が係わる場合に輸入国は個別の供給者の代りに該当の供給国を指定することができる。また、2ヶ国以上の多数の供給者が係わる場合に輸入国は関係があるすべての供給者またはすべての供給国を指定することができる。

② 反ダンピング関税の決定

反ダンピング関税は、反ダンピング調査で確認されたダンピングマージンを超過して賦課することはできない。反ダンピング関税を溯及して賦課する場合には反ダンピング関税の納付義務はできるだけ早く決まらなければならない。このような最終決定

は通常反ダンピング関税額に対する最終評価の要請日から 12 ヶ月以内に決めなければならないし、最大で 18 ヶ月を超過することができない。

③ 反ダンピング関税の還付

最終的な関税評価による反ダンピング関税の還付は最終評価日から 90 日以内に行なければならない。反ダンピング関税額が将来のものに基づき賦課される場合には、ダンピングマージンを超過して徴収された反ダンピング関税に対して即刻に還付する規定を用意すべきである。輸出者による還付要請が証拠に基づいて確認された場合には、実際に超過して徴収した額の還付を要請日から 12 ヶ月以内に行なければならないし、最大にしても 18 ヶ月を超過することはできない。

(5) 再審及び司法的審査

1) 再審

反ダンピング関税は、同措置の継続的な賦課の必要性を決めるために調査機関の職権によって、または予め定められた合理的な期間を経過した後、利害関係者が再審の必要性を実証的な証拠を提示すれば再審を検討することとなる。再審の結果その継続的な賦課がダンピングを相殺するのに必要ではないと判断されるか、または被害が再発しないなどの理由でこれ以上に賦課することが正当ではないと決めれば同措置は直ちに終了する。さらに自動失効条項によって調査機関が反ダンピング関税賦課を終了し、ダンピングによる被害が継続または繰り返されると判断されない限り、反ダンピング関税は賦課後 5 年が経過すると自動的に終了する。

2) 司法的審査

反ダンピング法を制定した国は反ダンピング関税の最終決定とその行政的再審に関する迅速な審査などに対して司法、仲裁手続きを維持しなければならない。このような司法的審査では、反ダンピング関税を決定する機関と再審を担当する機関とは分離しなければならない。

3. 主要国の反ダンピング制度

(1) 米国の反ダンピング制度

1) 法的根拠及び関連機関

1970年代までアメリカの反ダンピング関税制度は、1921年の反ダンピング法（The Anti-dumping Act of 1921）を元としている。1921年反ダンピング法は、1930年関税法、1974年通商法などによって改正されたが、1979年通商協定法（Trade agreement Act of 1979）の制定により廃止された。1979年通商協定法によって新設された1930年関税法第7編（Subtitle B,C,D）は現在のアメリカ反ダンピング法の基本である。同法は、1984年通商関税法（The trade & tariff Act of 1984）及び1988年総合通商競争力法（The Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988）、1994年UR協定移行法などによって反ダンピング関連規定が修正・補完・強化された。特に1994年UR協定移行法はWTO反ダンピング協定を国内的に施行するために関連用語を変更して発動要件と手続きを同協定の関連規定と一致させた。しかし迂回ダンピング規制のようにWTO協定には含まれてない規定もある。また反ダンピング関税の賦課を決める際商務省（Department of Commerce）と国際貿易委員会（International Trade Commission : ITC）が関与する。商務省はダンピングを調査して、ITCは産業被害の有無を決める。

2) 反ダンピング関税の調査の進み方

ダンピング調査はダンピング輸入によって被害を被ったと主張する申請者が商務省とITCに反ダンピング調査申込書を提出することから始まる。商務省が20日以内に法的要件の充足可否を検討して請願事由が妥当であると認めれば、商務省とITCは予備調査を始める。

ITCは、予備調査を実施した日から45日以内にITCが活用できる最善の情報に基づき実質的な被害の合理的な兆し（reasonable indication）があったかどうか判定しなければならない。ITCの予備判定は、商務省の予備判定に先立って行うこととなって

おり、ITC 判定が否定的であれば商務省の調査は終決される。商務省は、ダンピング提訴日から 160 日以内に予備判定を下すこととなっているが、複雑な件に対しては 210 日までに延長が可能である。ITC の本調査は予備調査よりさらに徹底的に行われる。すなわちより詳細な質問書を国内生産者と輸入者に送り、調査チームは国内の貿易関係者と頻繁に接触して情報を収集し、輸出国にある大使館など自国の公館を通じて輸出国の生産者にも質問書を発送する。最終判定過程でも ITC はすべての利害関係者の意見などを聞くための公聴会を開催する。

3) ダンピング及び被害の判定

米国の法では、WTO 協定とは違い公正価格以下の価格で輸出することをダンピングと規定している。ここで 公定価格 (fair value) とは正常な国内価格であり、比較可能な国内価格がない場合には第 3 国への輸出価格や構成価格を規準とする。すなわち当該物品が輸出国内でも消費を目的に販売される場合には輸出国内の市場での価格がそのまま外国市場の価格になる。また、同物品が輸出国内で販売されないまたは極めて少量で販売され、適切な価格比較が難しい場合には構成価格を外国市場価格として使う。構成価格は生産原価に最高 10% の一般費用と最小 8% の利潤を加算して算定する。比較対象になるアメリカ価格と外国市場価格が選定されれば、これらが同等な条件の下で比較できるように価格調整をする。通常、工場引き渡し価格に還元して調整する。一般的な調整要素では包装費用、運送費用、販売量、販売環境、物品の物理的特性、関税などがある。ITC は被害の有無を決める際公正価格以下 (less than fair value) の輸入による国内産業の実質被害の有無を調査する。実際の調査においては調査対象物品の輸入物量、当該物品の輸入がアメリカ国内同種物品の価格及び国内同種物品の生産者に及ぶ影響などを考慮するように規定している。また国内産業が実質的被害の脅威を受けているかどうかを判定する際は実質的被害の脅威が現実的に迫っていることを立証しなければならないし、同判定が単純な推測や仮定によらないように規定している。

4) 反ダンピング関税の賦課

商務省は、ITC から最終の肯定判定を受けた日から 7 日以内に 反ダンピング関税命令 (antidumping duty order) を 公告しなければならない。すなわち税関に対して適正価格との差額にあたる反ダンピング税額を算定するように命じて、対象品目に対する一般関税が納入される時に反ダンピング関税の積立を命ずる。アメリカ国内での組み立てを通じる迂回ダンピングと第 3 国での組み立てを通じる迂回ダンピングに対しても反ダンピング関税規定及び原産地規定により規制している。

5) 行政的 再審

行政的再審とは、最初の推定反ダンピング関税が見直しされて実際の反ダンピング関税が決まる一連の手続きである。行政的再審には定期的再審、状況変化による再審、5 年周期の再審がある (関税法第 751 条)。商務省は、ダンピング規制に対する最終決定が下された以後 12 ヶ月ごとに 1 回以上、利害当事者から再審申し込みを受けて、反ダンピング関税額の適正性など反ダンピング関税賦課命令の内容を再審する。

(2) EU の反ダンピング制度

1) 法的根拠及び関連機関

EU の反ダンピング法は、1988 年 7 月 EU 閣僚理事会の承認を得た理事会規則 (Regulation No. 2423/88) に根拠を置く。WTO 協定の批准とともに WTO 協定の移行のために 1994 年 12 月に採択された 1994 年規則 (Regulation No. 3283/94) は既存の反ダンピング関税制度を全面的に改正し、1996 年 3 月からはこれを修正した 1996 年規則 (Regulation No. 384/96) が施行されている。現行制度は、WTO 反ダンピング協定と類似しているが迂回ダンピング防止制度、被害マージン制度などのように WTO 協定にない制度を含んでいる。EU の反ダンピング関税の関連機関は執行委員会 (commission)、理事会、会員国であり、それぞれの間に役目が分担されている。アメリカ、カナダなどはダンピングと被害可否に対する判定をそれぞれ異なる機関に担

当させる二元的体制を採択しているが、EU は執行委員会がダンピングと被害可否を決める単一審査制を採択している。理事会は委員会の提案を受けて反ダンピング関税の賦課と徴収を命ずる制限的な権限のみを持っている。会員国は、各会員国代表で構成された諮問委員会を通じて各手続きに関与しており、自国の関税当局を通じて反ダンピング関税を徴収する。

2) 反ダンピング関税の 調査手続き

ダンピング調査手続きは、ダンピングで被害を被った利害関係人が請願書を委員会または会員国の政府に提出することで開始される。会員国で提出された場合には、会員国政府がこれを委員会に送付する。委員会は、会員国代表で構成される反ダンピング諮問委員会を召集して調査開始可否に対する検討をする。調査開始に対する決定は官報に公告してその事実を輸出国、輸出業者、輸入業者など関連当事者に通報する。調査開始公告の後、執行委は調査対象物品の外国生産業者、輸出業者、輸入業者及び EU 生産業者に質問書を発送する。執行委員会は質問書を回収した後利害関係者との面談及び現地調査を通じてその内容に対する検証を実施して、検証が終われば公聴会を開催して利害関係者に陳述及び意見交換の機会を提供する。

執行委員会がダンピングや被害がないという予備判定を下せば、諮問委員会と協議を持って諮問委員会が異意を申し立てない限り調査を終決させることができる。執行委員会は予備判定以後最終調査を実施してダンピングによる被害事実がないと判断する場合には無嫌疑判定を下し、被害事実が認められる場合暫定関税満了日から 1 ヶ月前に域内産業の被害をとり除くことができる範囲内で確定ダンピング防止関税を決めて委員会に提出する。反ダンピング調査は可能な場合 1 年以内に終決されなければならないし最大でも 15 ヶ月以内には終決されるように規定されている。

3) ダンピング及び被害の判定

ダンピング可否は、調査対象期間中に輸入された当該物品の輸出価格と正常価格を比べて決める。正常価格は、販売経路や個別取引量にかかわらず調査期間の輸出国や

原産地国の国内市場で成り立つ当該物品の販売にもとづいて算出するのが一般的だが、輸出国市場で当該物品の販売が全くないとか不十分な場合は第3国への輸出価格または構成価格が正常価格として使われる。

EU 執行委は、実質的被害の存在可否を検討する際①絶対的あるいは相対的（生産量あるいは消費量対比）ダンピング輸入量 ②ダンピング輸入物品の価格（域内同種物品対比著しい値下がり可否） ③ダンピング輸入が関連産業に及ぶ影響などを考慮する。

4) 反ダンピング関税の賦課

理事会は執行委から提出された反ダンピング関税内容を論議した後多数決で反ダンピング関税の賦課可否を決めて公告する。ダンピング防止関税の発動要件を満たす場合ダンピングマージンと等しい水準の反ダンピング関税を義務的に賦課するアメリカの場合と違い、EU はダンピングによる被害が認められる場合にも反ダンピング関税の賦課が共同体利益に反する場合には反ダンピング関税を賦課しないこととする。またダンピングマージンと被害マージンを別に算定してこの中で少ない金額を反ダンピング関税で賦課するようにする独特の被害マージン制度を採択している。

(3) 日本の反ダンピング制度

1) 法的根拠及び関連機関

関税定率法第8条（明治43年法律第54号）は、反ダンピングの定義と反ダンピング関税を賦課するための要件と手続きを概略的に規定している。不当廉売に関する政令（平成6年政令第416号）は関税定率法の内容をより具体化して規定している。関税定率法と不当廉売に関する政令の完成度を高めて手続きを明確にするために1986年相殺関税及び不当廉売に関する手続等についてのガイドライン（最終改正平成19年4月）を定めた。

日本の反ダンピング業務担当機関の特徴は、アメリカ、カナダなどのようにダン

ピング業務を担当する単独専担部署や独立行政機関がなく、関連部署間の共同協議体を構成して運営している。政令で財務省は反ダンピング関税賦課に係わる総括権限を持っており、経済産業省は反ダンピング提訴に係わる重要問題を財務省と協議して決めるように規定されている。

2) 反ダンピング関税の調査手続き

国内生産者が、①ダンピング輸入の事実及び②当該輸入による国内産業の損害の事実についての十分な証拠を添えて財務大臣宛に申請書を提出することから調査が始まる。調査当局は、申請について十分な証拠があると認められる場合には、調査を開始する。調査開始が決定された場合、経済産業省・財務省等から成る調査チームが調査を行う。調査期間は原則的に1年で終了するが延長する場合は最大18ヶ月以内となる。

3) 反ダンピング関税の課税要件

不当廉売関税の課税要件として、WTO協定の規定に基づき以下の点が関税定率法第8条で定められている。① ダンピングされた貨物の輸入の事実があること（ダンピング輸入の事実）② ダンピングされた貨物と同種の貨物を生産している国内産業（国内生産高の相当な割合を占める者）に実質的な損害を被った事実があること（損害等の事実）③ 実質的な損害等がダンピングされた貨物の輸入によって引き起こされたという因果関係があること（因果関係）④ 国内産業を保護する必要性があること（産業保護の必要性）。

4) 反ダンピング関税の課税申請および賦課

日本における反ダンピング関税の課税の求めは、これまでに7件が行われていた。このうち反ダンピング関税の課税が行われたのは、中国産フェロシリコマンガ、パキスタン産綿糸、大韓民国産及び台湾産ポリエステル短繊維、オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンの4件である。

Ⅲ. 韓国の反ダンピング制度

1. ダンピング防止関税制度の導入及び移り変わり

(1) 導入

韓国のダンピング防止関税制度は、1963年12月に関税法の改正の時“不当廉売された物品の輸入で国内産業を保護する必要がある時、正常の到着価格と不当廉売価格との差額を加算して追加関税を賦課する”という規定が初めて導入された。しかし、このような不当廉売輸入に対する関税賦課は、不当廉売と国内産業の保護の必要性のみを規定しているだけでGATT第6条第1項が規定しているダンピングの決定、国内産業の実質的被害及びダンピングと被害との因果関係などダンピング防止関税の賦課要件及び調査手続きに関する具体的な内容が欠如している問題点があった。

(2) 移り変わり

GATT第6条の規定を満たすことができる水準でダンピング防止関税制度がフレームを取り揃えたのは、1983年12月関税法を全面改正してからであり、この時ダンピング防止関税の賦課要件をGATTの規定と一致するように規定して、申請者、ダンピングと産業への被害に関する調査期間など1979年反ダンピング協定の主要手続きを導入した。特に、ダンピング及び産業被害に対する調査は、関税審議委員会が担当した。そのためにその下に価格調査チームと産業被害調査チームを置き、価格調査は関税庁の職員が、産業被害調査は関連部署の職員が担当した。

また財務部長官がダンピング防止関税賦課、調査申し込みの棄却及び調査終決、暫定措置、約束受諾などの措置を取る場合には前もって関税審議委員会の審議を通すように規定されている。

1986年2月、韓国がGATT反ダンピング協定に加入して、同協定内容を国内法に立法化したことで反ダンピング制度は定着するようになった。そのために1986年4月関税法施行令を改正して発動要件であるダンピング輸入、国内産業被害、因果関係の概念を取り入れて調査申し込み、調査手続き、暫定措置、価格約束提議及び受諾、調査開始の棄却及び終決のような手続き要件などを新たに規定した。

貿易救済の重要性に対する認識及びこれに対する関心が高まる中で反ダンピング制度の根本的改善を要求する世論が広まり、1993年12月関税法と同法施行令の改正を通じてダンピング防止関税の賦課権者を大統領から財務部長官にする一方、調査申込書の受付と調査開始の可否決定の権限を財務部から貿易委員会に移管した。また以前‘ダンピング防止関税及び相殺関税運営規定’（財務部告示）を廃止して同告示で規定したダンピングと被害要件及び調査手続きを施行令に大部分反映させた。

UR妥結及びWTO体制の出帆に合わせてWTO反ダンピング協定の改正内容を反映させるために1994年12月に関税法施行令を改正した。その内容は、調査申し込み資格、調査開始決定、ダンピングマージン算出、産業被害、価格約束、再審査など適用基準と反ダンピング調査手続きなどを反ダンピング協定の内容に一致させるものだった。

1995年12月には、変化した貿易環境下で反ダンピング調査を効果的に運営するために関税法施行令を再度改正した。そしてダンピング調査業務を関税庁から貿易委員会に移管させた。貿易委員会が暫定措置及びダンピング防止関税の賦課率と賦課期間を財政経済院長官に建議することができるように規定することで調査機関の意見が反映されるように制度化して価格約束提議も貿易委員会に提出するようにした。

1996年5月には、財政経済院長官が調査開始決定を公告するように規定したことを貿易委員会が公告するように修正して調査期間の延長可否を貿易委員会で決めるように簡素化した。

1997年12月には、ダンピング率算定の時物品の物理的特性、販売数量、販売条件以外に取り引き段階の差を考慮するようにして構成価格の算出基準を具体的に規定す

るなど WTO 反ダンピング協定を具体化した。

2000 年 12 月には、ダンピング率算定のため正常価格算定の時、現在または将来の生産に寄与することができる 1 回性の費用や調査期間の中で発生する費用などを調整して原価に反映できるように施行規則を改正した。

2. 反ダンピング制度の主要内容

(1) 法的根拠及び運営機関

韓国のダンピング防止の関税制度は、不公正貿易の行為調査及び産業被害救済に関する法律第 23 条、WTO 反ダンピング協定、関税法第 51 条ないし第 56 条、関税法施行令第 58 条ないし第 71 条、関税法施行規則第 10 条ないし第 20 条、ダンピング防止関税及び相殺関税賦課申し込み・調査・判定に関する詳細運営規定（貿易委員会告示）等に法的な根拠を置いている。

ダンピング事実及び実質的被害等の事実に関する調査は、一元的に知識経済部所属の貿易委員会が担当する。従来は、ダンピングの有無・程度については、企画財政部の関税庁長が、損害については貿易委員会が各々調査を担当していたが、95 年末の法改正により、96 年 1 月から両方とも貿易委員会が担当することになった。

ダンピング防止措置の決定は、貿易委員会からの報告に基づき、関税審議委員会（関税法第 13 条の 2）の審議を経て、企画財政部長官がダンピング防止措置の可否及びその内容を決定する。

(2) 調査開始及び進行

反ダンピング調査は、国内産業または国内産業を代表する者と主務部長官が貿易委員会に書面で申込書を提出することから始まる。この際、申し込みに賛成した国内生産者の総生産量が賛否意思を表示した国内生産者の総生産量の 50% を超過する場合に

調査を開始するが、明示上の申し込みに賛成した国内生産者の同種物品の総生産量の合計が国内産業で生産する同種物品の総生産量の 25%未満に当たる場合には調査開始が不可能である。貿易委員会は調査申込書を受け付けた後 2 ヶ月以内に調査開始可否を決めなければならない。

反ダンピング調査手続きは、予備調査と本調査の二つの段階に分かれる。予備調査の期間は、3 ヶ月であり 2 ヶ月延長が可能だが、利害関係人に質疑書を出して答弁書を元に暫定措置を取る。本調査では、答弁書の真偽を確認するために現地の実態調査を実施して利害関係人に調査結果を公開してこれに対する意見を取り集めるために公聴会を開催など行う。

本調査の期間も 3 ヶ月であり 2 ヶ月延長が可能である。また、委員会は調査結果を元に最終判定を下す。そして、企画財政部長官に最終判定結果としてダンピング防止関税率と賦課期間を建議する。

企画財政部長官は、1 ヶ月以内にダンピング防止関税の賦課の可否を決めてこれを官報に載せて利害関係人に知らせる。調査開始からダンピング防止関税賦課に至る全過程は、特別な場合を除いて調査開始後 1 年以内に終結しなければならないし、最大でも 18 ヶ月を超過することができない。

調査過程で輸出業者、生産者協会などすべての利害当事者は、調査機関が要求する情報に対して通知を受けてすべての証拠を書面で提出する十分な機会をもつ。輸出業者や外国生産者の場合質疑書に対する十分な返事時間を与えるために最小限 37 日の期間を与える。

(3) ダンピングの決定

ダンピングと言うのは、正常価格より低い価格で他の国に輸出する場合を言うこととして、‘正常価格 (normal value) - 輸出価格 (export price)’ に算定される。ここで正常価格とは正常な取引過程で (in ordinary course of trade) 輸出国で消費する同種

物品の国内販売価格を意味する。通常は、輸出国の工場引き渡し価格基準の内需販売価格（調整された正常価格）を使う。しかし原価未満販売、関係社間取引などの特殊な状況または 輸出物品の国内販売の割合が 5 %未満の場合には代替価格を使う。代替価格としては①第 3 国輸出価格、または、②構成価格（生産費 + 合理的管理費、販売費など費用 + 正常利潤）を使う。

一方、輸出価格は、輸出国の工場引き渡し価格基準の輸出価格（調整された輸出価格）を使う。しかし、輸出者と輸入者間の特殊関係または補償約定などで輸出価格を信頼することができない場合などには、輸入者が最初に独立した購買者に再販売した価格を基準で作成した構成輸出価格（constructed export price）を代わりに使う。

ダンピング率の調査対象の期間は通常 6 ヶ月以上とする。ダンピング差額が 2% 未満（微小マージン）やダンピング輸入量が 3%未満の場合（微小物量）調査が終決する。

(4) 被害の決定

被害の判定は、明確な証拠に基づかなければならず、国内産業に実質的被害（material injury）の発生または実質的被害の発生が憂慮（threat of material injury）され国内産業の確立に実質的な遅滞（material retardation）が生じる場合を要件とする。

実質的な被害は、輸入製品の価格が同種製品の価格より低く、このような価格差によって国産製品の価格の引き下げまたは上昇抑制がもたらされ国内産業に被害が発生する場合で、販売、利潤、生産量、マーケットシェア、生産性、投資受益率、稼働率、在庫などの主要指標を総合的に判断して決める。

実質的被害の憂慮はダンピングによる被害がはっきりと予見されて急迫（clearly foreseen and imminent）していなければならない。すなわち、ダンピング輸入の著しい増加、輸出者の供給能力増加、国内価格の著しい下落、輸出国内の在庫状況などを総合してその有無を判断する。

(5) 反ダンピング措置

1) 暫定措置

暫定措置は、調査期間の中で暫定的に推計されたダンピング率に相当する暫定関税を賦課するか担保の提供を求める制度を言う。①調査開始が利害当事者たちに通知されて利害当事者たちが情報を提出して述べる適切な機会を受けて ②ダンピング及びこれによる国内産業の被害に関する肯定的予備判定があって③関係当局が調査期間の中に惹起された被害を防止するために暫定措置が必要だと判断される場合にこのような暫定措置を取ることができる。

2) 価格引上約束

価格引上約束は、輸出業者が物品の輸出価格を引き上げるかダンピング輸出を中止するという自発的な約束を言い、現行の関税法上の予備判定以前には価格引上の約束を申し入れることができない。価格引上の約束が受諾される場合に調査は終わり、反ダンピング関税が賦課されない。

3) ダンピング防止関税

ダンピング防止関税を賦課するための要件を充足する場合に、貿易委員会はダンピング率より低い範囲内でダンピング防止関税の賦課水準と賦課期間（通常5年）を決めて企画財政部長官にこれを建議する。企画財政部長官は、ダンピング防止関税が通商環境、物価安定などに及ぶ影響を考慮した後、特別な影響がないと判断された場合にはダンピング防止関税を賦課する。

貿易委員会は、ダンピング防止関税の水準を決める時いわゆる最小賦課原則 (Lesser Duty Rule) を適用してダンピング率と産業被害率の中で低い数値を賦課水準として決める。

(6) ダンピング防止措置の再審 (review) 及び終決

関税法第56条では、終了再審、還付再審、状況変動再審を許容している。ダンピン

グ防止関税賦課は、原則的に5年以内に終わるが、ダンピング及び被害の長続きまたは再発可能性がある場合は企画財政部長官が職権または利害関係人の申し込みにより終了再審査の開始ができる。実際のダンピング差額よりダンピング防止の関税額が過剰に納付された場合還付再審査を通じて還付など必要な措置を取ることができる。また、特別な状況変動があると認められる場合には、企画財政部長官の職権または利害関係人の申し込みにより状況変動に対する再審査の開始ができる。状況変動に対する再審査で否定判定が下されれば反ダンピング関税は直ちに撤回されなければならない。

(7) 反ダンピング機関の特徴

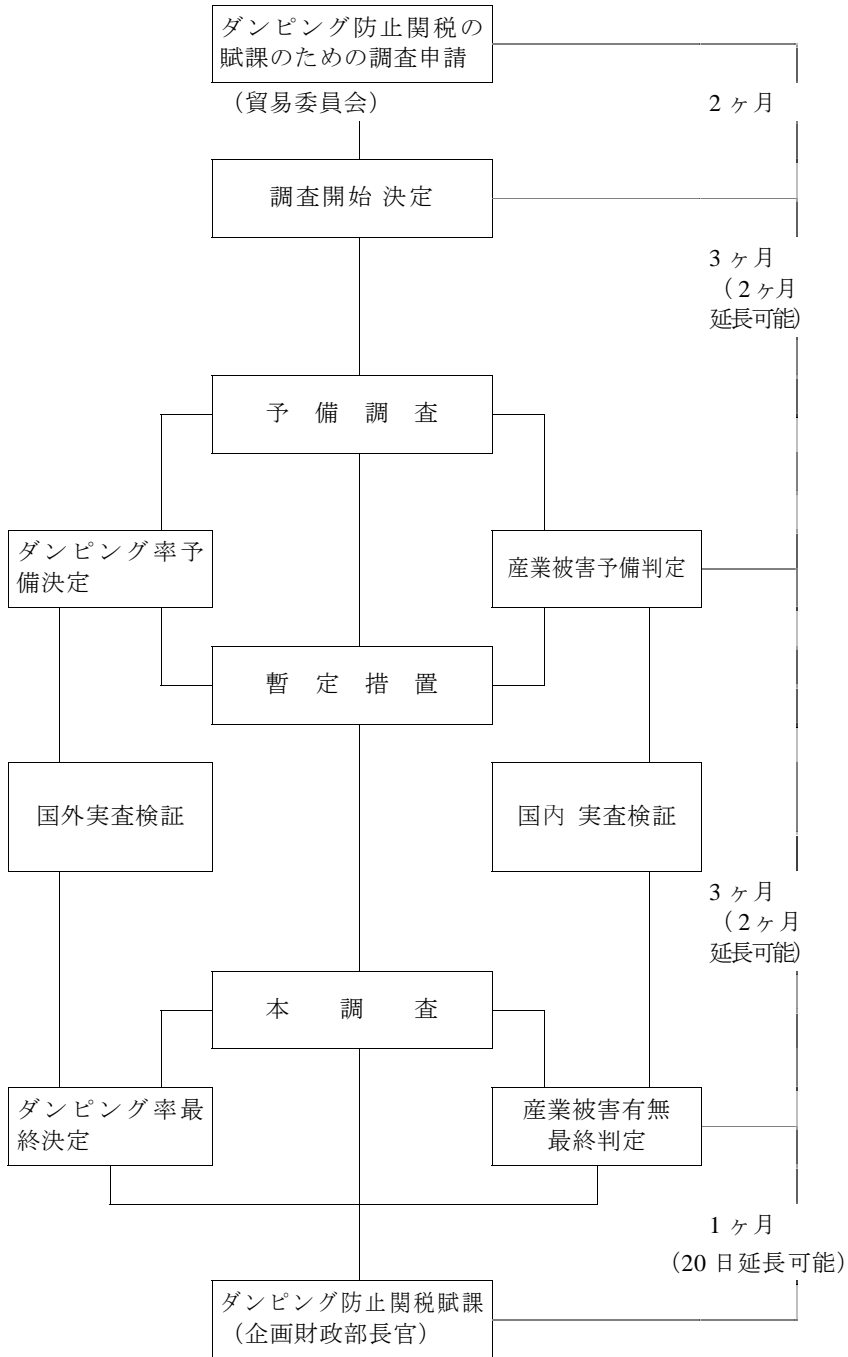
韓国の反ダンピング機関である貿易委員会の特徴は、低い独立性、非常設委員会、管理的次元の非独立性などである。

第一に、組織形態は、委員会制度を採用してはいるが相対的に独立性が低い。貿易委員会の委員は、知識経済部長官の提案で大統領が任命し、任期は3年にして重任が可能である。委員の任期は短いだけでなく事実上委員の任命は知識経済部長官の推薦によって決まるので委員に対する知識経済部長官と大統領の影響力は絶対的である。

第二に、貿易委員会は9人の委員中常任委員は1人に過ぎない非常設機関である。この場合常任委員も任期が一定しない高位公務員がその職位に勤める期間中在任する。

第三に、管理的次元で貿易委員会の予算は知識経済部の予算で編成されて企画財政部の調整を経て国会に提出されるので独立性がなく、事務局である貿易調査室の職員の人事権が知識経済部長官にあることから独立した人事権は微弱であると言える。

図1 韓国の反ダンピング関税の賦課手続



(出所：知識經濟部『貿易委員会 20年』2007年)

3. 反ダンピング関税の運営現況

貿易委員会の設立から 2007 年 12 月まで 20 年間ダンピング提訴品目及び提訴者の特徴を調べて見れば先進国の場合のように鉄鋼類、繊維類、衣類、履き物類、フォトアルバム、玩具類、家電製品等高賃金と生産性の低下による斜陽産業製品ではなく、高付加価値の新開発品と係わる提訴が主流としている。製造業者が主に中小企業という点も特徴である。これを調べてみれば、①国内事業者が技術導入や自社研究などで開発した新規事業、先端産業製品（例：ポリアセタール樹脂、精密ボールベアリング、リチウムベットリ、産業用ロボット）が大部分でこれは主に斜陽産業に対するダンピング提訴が多い先進国とは区別される。②精密化学、先端素材など固定費用が大きい装置産業で既存生産業者が後発生産業者より価格競争力が劣位な場合が多かった。③相対的に競争力の弱い中小業者または中小業者の連合による提訴が多かったがこれは輸入開放による被害の対象が主に中小企業というのを意味していると言える。これを年度別、国別、品目別に運営現況を見ることにする。

(1) 年度別反ダンピング調査

貿易委員会設立から 20 年間反ダンピング提訴は再審を含んで品目別基準 102 件、国別基準 185 件の調査申し込みがあった。GATT 体制で年平均 1.63 件（品目別基準）に過ぎなかった反ダンピング調査申し込み件数は、WTO の出帆した 1995 年以後には年平均 6.85 件で大きく増加した。これはダンピング防止関税制度の国内法的手続きの整備と底辺拡大に起因していると言える。反ダンピング調査の最終判定内訳を見れば全体の調査対象国の中で 49.7%である 92ヶ国に対して関税賦課または価格引上約束などの反ダンピング措置が成立しており、44.9%に対してダンピング防止関税が賦課された。否定判定割合は、全体の 39.5%で、調査を経て産業被害否定判定の下された場合は 20.0%、被申請者の撤回が成立した場合は 17.8%、微少マージンまたは提訴資格

未備で調査が未開始であった場合が全体の 1.6%を占めた。

表 1 年度別反ダンピング調査推移

区分		申請 (再審査含む)		肯定判定				否定判定			
		品目	国家	小計	関税 賦課	価格 引上 約束	関税/ 価格 約束	小計	無嫌 疑	申請 撤回	其他
GATT	'88	2	3	2	-	2	-	-	-	-	-
	'89	1	3	-	-	-	-	1	-	1	-
	'90	1	2	-	-	-	-	3	3	-	-
	'91	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
	'92	3	5	-	-	-	-	3	-	3	-
	'93	4	6	4	3	-	1	-	-	-	-
	'94	2	8	3	2	-	1	5	5	-	-
	小計	13	27	11	7	2	2	12	8	4	-
WTO	'95	3	5	-	-	-	-	5	4	1	-
	'96	10	17	9	8	1	-	4	3	1	-
	'97	11	18	11	4	2	5	5	2	3	-
	'98	4	8	9	9	-	-	2	-	1	1
	'99	6	9	5	5	-	-	3	-	3	-
	'00	8	17	6	2	3	1	7	1	3	3
	'01	6	6	1	-	-	1	12	4	8	-
	'02	11	18	5	5	-	-	2	2	-	-
	'03	7	15	11	10	-	1	7	7	-	-
	'04	5	5	10	7	-	3	3	-	3	-
	'05	4	7	3	3	-	-	4	4	-	-
	'06	6	15	8	8	-	-	-	-	-	-
	'07	8	18	3	3	-	-	12	6	5	1
小計	89	158	81	55	7	19	66	33	28	5	
總計	102	185	92	62	9	21	78	41	32	5	

(出所：知識経済部『貿易委員会 20年』2007年)

(2) 国別反ダンピング調査・措置

国別反ダンピング提訴推移を見れば、中国が44件で一番多くて全体185件中23.8%を占めているし、その次が日本で35件、EU24件、米国22件を占めている。韓国との交易比重が大きい4ヶ国の反ダンピング提訴が全体の67.6%を占めて反ダンピング提訴がこれら国に集中されていることが分かる。

表2 国別反ダンピング調査件数 (88-07年)

	中国	日本	EU	米国	台湾	その他	総計
件数	44	35	24	22	10	50	185
比重、%	23.8	18.9	13.0	11.9	5.4	27.0	100.0

(出所：表1と同じ)

次に国別反ダンピング措置は、中国26件、日本21件、米国11件、EU9件、台湾6件の順序で現われたがEUは、24個品目に対して提訴されたが実際にダンピング防止関税が賦課された場合は9件に過ぎなかった。

表3 国別反ダンピング措置件数 (88-07年)

	中国	日本	米国	EU	台湾	その他	総計
件数	26	21	11	9	8	17	92
比重、%	28.3	22.8	12.0	9.8	8.7	18.4	100.0

(出所：表1と同じ)

(3) 品目別反ダンピング提訴

品目別反ダンピング調査推移をよく見れば、化学工業製品が35件で34.3%を占め、鉄鋼・金属製品が17件で16.7%を占め、これらを合わせれば全体の過半数を越えている。次いで繊維類が10件、製紙類が7件である。

表4 品目別反ダンピング調査件数 (88-07年)

	化学	鉄鋼	繊維	機械	製紙	電気	鉱産	農水	その他	総計
件数	35	17	10	7	7	3	2	2	19	102
比重%	34.3	16.7	9.8	6.9	6.9	2.9	2.0	2.0	18.6	100.0

(出所：表1と同じ)

反ダンピング措置のあった品目は57個品目で、化学工業製品21個、鉄鋼金属製品10個、繊維類5個、製紙類と機械類がそれぞれ4個、電気電子製品2個、その他が11個となっている。

表5 品目別アンチダンピング措置件数 (88-07年)

	化学	鉄鋼	繊維	機械	製紙	電気	その他	総計
件数	21	10	5	4	4	2	11	57
比重%	36.8	17.5	8.8	7.0	7.0	3.5	19.4	100.0

(出所：表1と同じ)

IV. 韓国の反ダンピング制度の問題点及び改善策

1. 反ダンピング制度の基本要件

反ダンピング制度は、外国の不公正な貿易慣行から国内産業が被害を被ったかまたは被る恐れがある場合、そういう不公正貿易慣行を改めて国内産業の被害を救済するのに究極的な目的がある。しかし、同制度は、WTO によって例外的に認められる制度として WTO 規定の厳格な適用を受けるようになってきているし、むやみに悪用される場合には、貿易相手国との通商摩擦を起こす恐れが高い。特に、反ダンピングマージンの算定及び被害の判定においては多くの技術的問題が内包されているので専門的知識及び経験がなによりも強調される分野であると言える。したがって同制度を運用するには、国内産業の被害を効果的に救済するのはもちろん対内外的な公信力の確保が必須な要件である。したがって反ダンピング制度とその運営は客観性、公正性、効率性、専門性の確保が必要である。

(1) 客観性

反ダンピング制度において客観性とは、優先的に国内の反ダンピング制度の運用手続きが国際規範に一致しなければならないし調査開始及び調査そして判定で救済措置の施行に至るまで客観的な基準によって運用されるように制度の透明性を保障することである。反ダンピング制度の究極的な目的がたとえダンピング輸入による産業被害を救済することと言っても、客観性の欠けた運用はいつも貿易相手国から保護主義措置に運用されているという疑いを抱いて通商摩擦の原因となる。よって、反ダンピング関連規範及び制度を WTO の規範と一致させて調査当局が国際規範の範囲内で調査及び意思決定を公開的に遂行するように支援しなければならない。産業被害調査の各段階でも利害関係者の納得するように判定が下された理論的根拠を提示することは

もちろんそういう結論に到達するまでの過程を明らかにしなければならない。

(2) 公正性

反ダンピング制度が国内産業を保護する目的に濫用される場合には、必ず通商摩擦が惹起されるはずで、通商的与件を考慮しすぎる場合には当局の国内産業側の信頼感を喪失して同制度を効果的に活用できない。公正性の確保のためには、ダンピング及び産業被害と係わるすべての調査が客観的な事実に根拠して国際規範の範囲内でおこなわれなければならない。また公聴会などを通じて利害関係当事者間あるいは利害関係者と調査機関の間に十分な意見交換の機会が与えられなければならない。

(3) 効率性

反ダンピング制度の運用における効率性とはダンピング輸入によって被害を被った国内の生産者が同制度をより容易に利用して調査当局も調査過程に必要な際時間と費用を節約するように提訴及び調査手続きを簡素化することを意味する。反ダンピング制度の効率性を考慮する際重要な点は効率性を過度に強調する場合、同制度運用の公正性が阻害される場合もありうることである。効率性と公正性は、お互いに相反した性格を持つ場合が多いのでこの二つの要件を調和させることができるようにしなければならない。

(4) 専門性

専門性とは、調査当局がダンピングマージンの算定及び被害の有無を判定するのにあって当該産業及び品目そしてダンピングに詳しい専門的知識と経験を習得しなければならないことを意味する。反ダンピング調査には、多くの技術・法律的問題が内包されている。これに対する専門的知識が欠けている場合には、今まで論議された客観性、公正性及び効率性が皆阻害される結果をもたらす問題が発生する。すなわち調査

当局の専門性確保は、反ダンピング制度運用の客観性、公正性及び効率性に共に補完的な役目をする重要な機能を担っている。

2. 法規上の問題と改編策

(1) 実体法規と組織法規の一元化

韓国の反ダンピング法令は、貿易救済関連の実体法令と組織法令が一元的に規定されていないだけでなく統合的に管理されていない。過去の貿易救済制度の実体の法的規定は、関税法に規定を置いている一方、貿易救済組織に対する規定は、対外貿易法に規定を置く二元的構造を持っていた。このような点を改善するために韓国の貿易救済制度に関する総合貿易救済基本法の形態に制定されたものが“不公正貿易の行為調査及び産業被害救済に関する法律”（“産業被害救済法”）である。

この法律は、不公正貿易行為の調査、セーフガード、ダンピング及び補助金による産業被害調査、産業競争力の影響調査、貿易委員会などに関する規定を包括している。この法律の制定の目的は、制度運用機関中心の法令整備によって責任性及び効率性を向上させ、貿易救済機関の独立性及び専門性を強化することだった。しかし、このような立法の基本主旨にもかかわらず反ダンピングに関する実体的な内容については、関税法がそのまま規定しているし産業被害救済法はただその内容を包括的に参照する形式を持っていて（産業被害救済法第 23、24 条）、形式的だけで実体法と組織法間の統合を図っただけである。

すなわち、貿易委員会が反ダンピング措置関連の大部分の調査権限を企画財政部（過去の財務部及び関税庁）から受けたが、まだ同調査に関する実体法的規定は企画財政部が主管部処になっている関税法にそのまま規定されていて産業被害救済法に移管されなかった。

このような二元性を解決するための一種の手段として産業被害の救済法上には簡単

な規定のみを置いて関税法上の実際規定を包括的に参照した。このような二元的規律が“制度運用機関中心の法令整備を通じて責任性及び効率性を向上する”と言う産業被害救済法制定の主旨と合致しないことは勿論、“貿易救済機関の独立性及び専門性を強化”することにも役立てることができない。

(2) 職権調査制度の明文化

一般的に反ダンピング調査は、国内産業の申請によって開始されるが、特別な場合には調査当局が職権で調査を開始することもできる。このような職権調査は、ダンピング、被害及び因果関係に関する十分な証拠がある際にだけ進行することができる(反ダンピング協定第 5 条 6 項)。

韓国の関連法令によれば貿易委員会は、利害関係者による申請による場合以外にも“当該産業を管掌する主務長官の要請”によって調査を開始することができる(関税法施行令第 59 条 1 項、第 73 条 1 項)。これは一種の調査当局による職権調査の開始だと言える。この場合にも主務長官が“ダンピング事実と実質的な被害などの事実に関する十分な証拠資料”を提出することができなかつた場合調査申請を棄却することができる(関税法施行令第 60 条 2 項、第 74 条 2 項)という点で、WTO 協定上の当局の職権調査開始の場合の証拠審査義務規定を取り入れたと思われる。

しかし問題は、WTO 協定がこのような審査を通じて職権調査開始のための十分な証拠がない場合義務的に調査を開始することができないように規定しているのに比べて、韓国の法規は、主務部処から十分な証拠が提出されない場合調査申請を棄却することができるだけでなく規定しているのである。したがって主務部処から十分な証拠が提出されなかつたにもかかわらず貿易委員会が実際に調査を棄却しない場合 WTO 協定の違反になる余地がある事に気を付けなければならない。

これより根本的な問題点は、主務長官の要請による調査制度が WTO 協定の認めている調査当局の職権調査制度を十分に具現できていないことにある。アメリカの場合

調査当局（administering authority）が職権で調査を開始することができるのに比べて（1930年関税法第702条及び732条）、韓国の場合には、調査当局である貿易委員会が自主決定を通じて調査を開始することはできず必ず被害産業を管掌する“主務部処の長官の要請”があつて初めて調査を開始することができる。これは、韓国ではそれだけ調査当局の権限が制約されていることを意味する。ダンピングによって被害を被った国内産業が請願を提出する能力がなくて当該産業を管掌する主管部処が調査要請をしていない場合には、韓国の貿易委員会が自主的に調査を開始することは不可能である。

小規模企業で成り立っている産業の場合はこれらからの積極的な貿易救済要請を期待しにくく、産業の性格上複数の主管部処と係わる場合には、調査当局の主導の下に積極的に調査する必要がある。よつて、韓国の場合でも調査当局に職権調査権を付与しなければならないはずだし、そのためには貿易委員会の自主的な判断によつて職権調査を開始するように関連法令を改正しなければならない。もちろんこの場合でも貿易委員会がダンピング、被害及び因果関係に関する十分な証拠に即して調査を開始することができるように義務化することで、調査当局による無分別な職権調査権の濫用を牽制しなければならない。

(3) 公聴会開催の義務化及び利害関係人の情報提供権付与

WTO協定は、反ダンピング調査手続きで“利害が相反する利害関係人との面談は要請によつて用意されなければならないし、ここに参加しない利害関係人に対してどんな不利益も与えてはならない”（反ダンピング協定第6条）。すなわち、公聴会などを通じる意見交換及び討論の機会が与えられなければならない。しかし、当局が無条件に公聴会を開催しなければならないのではなくて、利害関係人の“要請がある場合”初めて公聴会の開催義務が発生するのである。もちろんこのような要請があつたのに公聴会を開催しなかつた場合はWTO反ダンピング協定を違反することになる。

これに関して、韓国の関連法規は、利害関係人が公聴会の開催を要請する場合でも当局がその開催の可否を裁量的に決めるように規定（関税法施行令第 64 条第 8 項）している。すなわち、実際に利害関係人の要請があるにも当局が公聴会を開催しないと WTO 協定を違反することになる。

最近貿易救済制度の運営において透明性と手続き的公正性が強調されている。利害関係人の間に情報交換及び防御の機会付与は現代的な反ダンピングの調査手続きにおいて必須不可欠な事項である。したがって利害関係人が公聴会の開催を求めれば義務的に開催するように関連法規を改正して公聴会の開催の手続きを整備することで透明性と公正性の確保に対する問題点を解消しなければならない。

WTO 協定では、調査当局の調査過程で“調査対象製品の産業用使用者と消費者団体の代表者に調査と係わる情報を提供する機会を提供しなければならない（反ダンピング協定第 6 条 12 項）”。すなわち、使用者と消費者の団体代表は情報の提供を受ける権利がある。これに対して、韓国の法規は当局の利害関係人に対する資料提出要請権を規定しているだけである（関税法施行令第 64 条）。“利害関係人”に使用者と消費者が含まれるという規定もなくその上に使用者と消費者の積極的な意見提出の権利を規定している条項もみつけることができない。よって、実際に韓国の当局が反ダンピング調査の際調査対象製品の消費者団体や産業用使用者の見解を聞き取りする機会を付与しない場合、WTO 協定の義務を違反することとなる。

最近貿易救済制度において多くの利害関係人の意見を反映するのはもちろん公共の利益を考慮しなければならないという点が目立っている。よって、関連法規を改正して、利害関係人、当該製品を産業用途で使う者及び当該製品の消費者団体の代表は貿易委員会に意見を書面で提出するか情報を提供することができると明示することで手続き的透明性を向上して公共の利益を積極的に考慮することができる根拠を用意しなければならない。

(4) 再審権限の貿易委員会移管

現行の関税法は、反ダンピング関連原審は貿易委員会にその権限を帰属させているのに比べてその再審に関する権限は、企画財政部に帰属させている。すなわち、企画財政部長官が必要だと認める際にはダンピング防止関税の賦課と約束に対して再審査ができて、再審査の結果によって必要な措置ができる（関税法第 56 条）。具体的に企画財政部長官は“ダンピング防止関税または約束の施行以後その措置の内容変更が必要だと認めるに値する十分な状況変動が発生した場合”（状況変動再審）または“ダンピング防止関税または約束の終了によって国内産業に被害が及ぶ恐れがあった場合”（日没再審）、これに関して利害関係人や当該産業を管掌する主務部長官が証拠資料を添付して要請するかまたは長官自身が再審の必要であると認める際に既存措置に対する再審査の可否を決めなければならない（関税法施行令第 70 条）。

ところで関税法は、このような企画財政部の再審に対する権限で“調査の権限”は除かれると規定している。すなわち、企画財政部長官は再審査が必要な案件を決める際には貿易委員会にこれを調査させる。この場合は貿易委員会が再審査の事由になる部分に限定して調査することができる（関税法施行令第 70 条）。貿易委員会は、再審査開始日から 6 月以内に調査を終えてその結果を企画財政長官に提出しなければならない。この際貿易委員会はダンピング防止関税の賦課率、賦課期間及び賦課方法などの建議を含めることができる（ダンピング防止関税及び相殺関税制度の運営に関する規程第 38 条）。

このように関税法は、再審に対する総括権を企画財政部に付与する一方その調査権は貿易委員会に帰属させることで再審に対する権限を実質的に企画財政部と貿易委員会に二元的に付与する形式を取っている。このような二元的構造は、企画財政部（関税庁）に帰属されていた多くの権限が貿易委員会に移管されたが、再審に対する権限はそのまま企画財政部に残るようになったことに起因する。ただ、再審関連の調査だけは貿易委員会の調査機能を活用するのが不可避なので再審に対する総括権限と調査

権限を分離する方式を選んだ。

このような二元的構造の再審は望ましくない。原審の調査開始決定になにも関与をしない企画財政部が再審の開始決定を主管することは非常に不合理である。貿易委員会が決めて調査したことに対して事情変更を理由にした再審の申請があるとか日没再審を実施しなければならない場合元調査機関である貿易委員会に再審を申し込むようにすることが自然で合理的な方法である。その上に再審の調査が貿易委員会で行われるはずならば、再審開始の申し込み受付及び再審の可否決定を他の部処が判断することは効率的ではないという側面も考慮しなければならない。よって、関税法を改正して再審に関する権限を貿易委員会に統合的に帰属させて、企画財政部には協助（資料提供含む）及び建議権を付与しなければならない。

(5) 価格約束制度運営に貿易委員会の協助権付与

現行の関税法によれば反ダンピング調査手続きでの価格約束の提議権限を輸出者（輸出国政府）や企画財政部長官に付与している（関税法第 54 条 1 項）。同時にこのような約束受諾の際の調査終決権、約束が成り立ったにもかかわらず必要の際または輸出者（輸出国）の要請がある場合に調査の継続を決めることができる権限、約束受諾可否通報権（関税法施行規則第 19 条 4 項）などの諸般の権限を企画財政部長官に付与している（関税法第 54 条 2 項）。すなわち、価格約束制度と係わった全般的運営権限を企画財政部が持っている。

一方、全般的な反ダンピングの調査権を持っている貿易委員会の権限事項は価格約束制度については些細であると見られる。すなわち、輸出者（輸出国政府）からの価格約束の提議書類や調査継続の要請書類を受けて企画財政部に伝達する形式的権限（関税法施行令第 68 条 1 項）以外に貿易委員会が保有している実質的権限は企画財政部に“約束の提議を建議”が唯一なものである（関税法施行令第 61 条 9 項）。価格約束制度が反ダンピング関税賦課の可否と直結されていて企画財政部が主導的に運営

しなければならない事項と言えるが、約束制度の運営が国内産業の被害救済と繋がり、約束の受諾可否によって貿易委員会が遂行している調査の中断または継続可否の決定などを考慮する際、約束制度の運営過程に対する貿易委員会の協助権を増大させる必要がある。したがって価格約束提議に対する建議だけではなく、約束の受諾可否決定、約束の内容決定、約束成立にもかかわらず調査継続の必要があるかに対する決定などの諸般の段階で貿易委員会の建議または協助権が認められなければならない。そしてこのような内容を反映して現行法令を改正しなければならない。

(6) 第3国による貿易救済要請制度の導入

WTO 反ダンピング協定によれば“第3国の当局は、輸入国に対して反ダンピング措置を取ることを申し込み”できる（反ダンピング協定第14条）。第3国は、このような申し込みの際輸入品がダンピングされていることを示す価格情報とこのようなダンピングの結果、自国産業に被害が生じていることを立証する詳細な情報を提供しなければならない。また第3国当局は、輸入国当局に必要なすべての情報を提供するのに協調しなければならない。これが第3国による反ダンピング措置要請制度でありその内容は以下の通りである。

韓国の主要輸出市場であるA国で韓国の輸出品と競争しているB国の輸出製品がダンピングによって不当に競争力を獲得した結果、韓国の輸出産業が被害を被った場合に貿易委員会がA国に対して貿易救済措置を取ることを要請することができる。A国は、要請を受ければB国からのダンピングが韓国の国内産業に及ぶ“全般的な(as a whole)”影響を考慮した後B国製品に対する反ダンピング措置可否を決める（反ダンピング協定第14条3項）。このような決定は全面的に輸入国であるA国の権限である。A国が措置を取ることに決めたら、WTO 商品貿易委員会に承認を要請した後その承認によって措置を取るようになる（反ダンピング協定第14条4項）。

韓国の反ダンピング関連法規は、このような“第3国による貿易救済要請制度”に

対する何の規定も置いていない。韓国が外国に対して反ダンピング措置を要請することができる根拠規定もなく、外国が韓国に対して要請して来る場合に対する根拠規定も用意されていない。今後、貿易救済に対する国際的な協力が増加する傾向に照らして見る際このような第3国による要請制度の活用が増加する可能性がある。したがって反ダンピング関連法令を改正して WTO 協定と合致する方向に具体的な根拠及び手続き規定を用意する方案を検討しなければならない。また韓国が第3国に反ダンピング規制を要請する場合だけ想定して第3国が韓国にこのような要請をして来た場合に対する何の規定も置かない場合には、対称性に問題がある。よって、外国の当局の要請によって貿易委員会が反ダンピング調査を実施して措置を取る場合に関する規定も同時に検討しなければならない。韓国の関税法及び下位法令上の反ダンピング請願適格者は、“実質的被害などを受けた国内産業に属する国内生産者とこれらを構成員にするとか利益を代弁する法人・団体及び国内生産者で構成された協会・組合”に限定されていて(関税法第51条、関税法施行令第59条3項及び関税法施行規則第12条4項)、外国当局が調査を要請する場合を全然考慮していない。このような点を反映して国内法を改正することで、貿易委員会の外国に対する要請権、このような要請のための貿易委員会の事前調査権、外国が要請して来る場合の根拠及び処理規定などを補わなければならない。

(7) 迂迴ダンピング防止関税の制度化

ある物品に確定反ダンピング関税が賦課される場合輸出国の企業は、反ダンピング関税を回避するために①反ダンピング課税賦課対象物品を変形した製品を輸出するか②部品を輸出して第3国で組立てて輸入国に輸出するか③部品を輸出して輸入国の現地で組立てて販売するなどの多様な輸出方案を講ずるようになる。ところで反ダンピング関税措置を迂回することを防ぐための規定の用意は、反ダンピング関税の実効性確保次元だけでなく企業の国際化過程で現われる新しいダンピング慣行に対処する

必要がある。

このために UR 協商からまだ協定文に締結されなかったが既に成案した暫定案を中心に韓国もアメリカ、EU など先進国で国内法を利用して迂回ダンピングを防止する制度を備える必要がある。

3. 反ダンピング関連機関の改編及び新設

(1) 貿易委員会の独立性の強化

貿易委員会は、アメリカの ITC のように大統領に直属された独立委員会ではなくて知識経済部に属した行政委員会である。すなわち貿易委員会の性格が準司法的機関にもかかわらず、知識経済部の傘下機関になっていて調査及び判定の公正性などに対して相手国で疑問を持つ余地がある。だから貿易委員会を独立的準司法的機関としての地位を保障するために現在の知識経済部の傘下機関から国務総理直属機関にして独立機関化する必要がある。このようにすることで頻繁な人事異動を防止して専門の人材を確保することができ、国内的位相強化による長所を期待することができる。また制度運営の公正性と客観性が保障され貿易相手国にとって行政的裁量の余地が少ない点を認識させて通商圧力の名分を減少させる肯定的な効果を期待することができる。

(2) ダンピング関連業務担当機関の単一化

反ダンピング担当機関としての貿易委員会の位相が強化されなければならない。貿易委員会が 1996 年 1 月関税法及び 対外貿易法の業務分掌と職務に関する法改正を通じて反ダンピング業務に係わるすべての業務を専担するようにしたことは、業務の効率化と専門化という点で見ると非常に望ましいと思う。現在韓国は、反ダンピング担当機関が二元化されている。企画財政部長官が反ダンピング手続きの全般に関する総括的関税賦課を担当し、貿易委員会はダンピング事実及び被害調査を判定する機関に

なって業務を執行している。すなわち、韓国の反ダンピング業務分掌が複雑になっていて調査段階では貿易委員会がダンピングの有無を調査してダンピング差額を算出しながら再審段階ではすべての権限が企画財政部長官に残っている。担当機関の一元化または二元化問題は、その国の事情と運営によっている。例えば、アメリカは、商務省と貿易委員会があって二元化体制で運営している。EU は、執行委員会だけで一元化体制で運営している。自由貿易協定拡大などで企業間競争がより激しくなって反ダンピング関連業務が増える見込みである。反ダンピング制度の運営に関して貿易委員会が全面的な権限と業務を担当するようにして専門機構化する方案が望ましい。

(3) 貿易事件専任法院の設置

反ダンピング関税措置と係わって WTO では会員国が迅速な再審を受けることができる司法的手続きを用意するように義務化している(WTO 反ダンピング協約第 14 条)。韓国も今後の対外的な公信力を確保するという次元だけでなくダンピングによって産業被害を被ったと主張する国内の提訴者も提訴が却下または棄却される場合に正当な司法的審査 (judicial review) を受けることができるように司法的救済手続きを明確に規定することが望ましい。

すなわち、産業被害救済制度と係わって企画財政部、関税庁または貿易委員会の決定または措置の実施などに関して当事者が不服を申し込む根拠を用意することは、国内産業被害救済制度の対内外的公信力確保のために必須だと言える。したがって企画財政部や貿易委員会の決定に対する司法的救済の法的根拠を産業被害救済法に明示することが望ましい。そのためにはアメリカの国際貿易法院 (US Court of International Trade、ニューヨーク所在) のような専門法院の設置や EU の司法裁判所 (Euro-pean Court of Justice) のように裁判所内に貿易事件を担当する特別部の設置が必要である。

4. 産業被害判定関連規定の補完

(1) 被害判定基準上「公共の利益」考慮規定の設置

反ダンピング関税の賦課は、両面性を持っていて同措置によって国内産業の保護による利益よりも当該品目の需要者や消費者がむしろもっと大きい被害を受ける場合も発生する。

特に、国内で生産される部品の品質・性能・価格・生産可能な数量などが輸入部品に比べて劣等な場合には同部品に対する反ダンピング関税の賦課によって国内の関連産業が深刻な被害を受けることもある。したがって、このような副作用を防止するためには、関税法施行令や同法施行規則に「公共の利益」に対する考慮を検討する必要性がある（Public Interest Test）。

例えば、特定部品の輸入に反ダンピング関税を賦課する場合には、同部品の実際の需要産業を指定して産業内で同部品の必要費用が総費用に占める比重及び部品価格の上昇が産業の生産価格に及ぶ影響などを総合的に分析して反ダンピング関税措置が公共利益の見地で経済的妥当性を持つかどうかの可否を検討することも一方法になる。参照としてアメリカの1984年通商関税法（Trade and Tariff Act）第604条では、商務省がダンピング調査の中止（suspension of investigation）を決める際にはそういう決定に先立って考慮しなければならない共益的要素（public interest factors）を規定している。また同決断を出す前に調査とは直接関連がない消費者、生産者を含んだ利害関係者集団と下打ち合せを持つように規定している。商務省が考慮しなければならない共益的要素は次のようになっている。①消費者物価と商品の供給可能性に対する影響に基づく反ダンピング関税の影響 ②アメリカの国家の経済利益に対する相対的な影響 ③同種商品を生産する国内業界の競争力に対する相対的な影響（雇用、投資など）などがそういう要素である。

(2) 産業被害判定での考慮要素の拡大

実質的被害を判定する場合、考慮されなければならない事実要素の一つとして国内の市場価格に及ぶ影響に対して WTO 反ダンピング協定第 3.1 条では、包括的に‘ダンピング物品’を調査・確認するようにしているが、韓国の関税法施行令第 63 条第 1 項第 2 号では‘ダンピング物品の価格’に限定している。これは、国内市場価格に影響を及ぼす変動要素を‘ダンピング物品の価格’と狭小に規定したことから供給物量による価格の変動を無視したと思われる。またダンピング物品価格が国内市場価格に及ぶ影響に対してはダンピングマージンの大きさでも検討が可能である。したがって物量の増加が価格に及ぶ影響に対する考慮も重要なので‘ダンピング物品の数量が国内市場価格に及ぶ影響’も考慮要素に編入する必要がある。実質的被害を判定する事実的考慮要素と係わって WTO 反ダンピング協定文では販売 (sales) と生産 (output) を規定している。一方韓国の関税法では販売量と生産量を規定していて相対的に物量的な考慮を重要視しているように見えるが、物量的な考慮とともに金額の増減も考慮要素にしなければならない。

結びにかえて

以上、ダンピングと反ダンピング関税の概念、反ダンピングに対する国際規範の発展と主要国の反ダンピング法規、韓国の反ダンピング制度の問題点と改善策に関して論じた。

WTO 体制の出帆以後世界化、開放化の波が激しくなる中、韓国市場の開放規模もますます大きくなっている。そして韓国の国内市場で韓国企業と輸入品との競争が激しくなりつつある。

特に、韓国は、2007年アメリカとの自由貿易協定の妥結を含め日本、EU、インド、カナダなど巨大経済圏と同時多発的 FTA を進行して経済の開放化の速度をさらに加速化させている。

両国市場を同時に開放する FTA を締結すれば韓国商品の輸出市場が広がる一方、韓国市場も開放され韓国内での企業間競争が増加するようになる。市場確保のための競争が増加するだけに不正貿易行為の可能性も大きくなっていると共に他国との間での通商紛争の可能性も高くなっている。

自由貿易を目指している WTO においても不公正な貿易に対する自国産業の保護ができる貿易救済措置を例外的に認めている。WTO 出帆以後過去の高関税、補助金、複雑な認証手続きなどの事前の保護貿易政策が禁止され、政府が講じる措置には制約があり国内市場の保護のための反ダンピング措置などの事後的な貿易救済制度がさらに注目されている。

しかし、反ダンピング措置の濫用、斜陽産業への保護手段としての悪用ではなく、競争力を持っている産業部門が外国物品のダンピング攻勢によって空洞化しないような効果的な反ダンピング制度が必要である。

すなわち、韓国の反ダンピング制度の内実化と長期的な発展のためには、法令改正

と制度改善努力を平行して組織と機能がうまく調和する制度が望ましいのである。そして、効果的な組織基盤の上で国際規範と合致しながら貿易救済の機能が発揮されることとなれば 反ダンピング制度の現代的な意義が確保できるのではないかと思う。

< 参 考 文 献 >

- Bhagirath Lal Das, *WTO: the Doha Agenda – the New Negotiations on World Trade* (TWN, 2003)
- Bierwagen, Rainer M., *GATT Article VI and the Protectionist Bias in Anti-Dumping Law* (Kluwer, 1990)
- CBO Paper, *Antidumping Action in the United States and Around the World: an Analysis of International Data* (1998) , & *An Update* (2001)
- Croome, John, *Reshaping the World Trading System – a History of the Uruguay Round* (WTO, 1995)
- Hoekman, B. M., Kostecki, M.M., *the Political Economy of the World Trading System-the WTO and Beyond*, 2nd Ed. (Oxford University Press, 2001)
- Ikenson, Dan., “Poster Child for Reform: the Antidumping Case on Bedroom Furniture from China”, *Free Trade Bulletin* No.12 (2004)
- Jackson, John H, *the World Trading System – Law and Policy of International Economic Relations*, 2nd edition (MIT Press, 1999)
- Jeffrey J. Schott, *WTO 2000: Setting the Course for World Trade* (Institute for International Economics, 1996)
- Lindsey, Brink, Ikenson, Daniel J., *Antidumping Exposed – the Devilish Details of Unfair Trade Law* (CATO, 2003)
- Mastel, Greg, *Antidumping Laws and the U.S. Economy* (Economic Strategy Institute, 1998)
- Nichols, Philip M., “Realism, Liberalism, Values, and the World Trade Organization”, *Pennsylvania Journal of International Economic Law*, Vol.25, No.2 (2004)
- WTO, *Trading into the future*, 2nd Edition (WTO, 1998)
- 赤根谷達雄 『日本のガット加入問題』 (東京大学出版会、1992年)
- 荒木一郎、川瀬剛志編 『WTO体制下のセーフガード—実効性ある制度の構築に向けて』 (東洋経済新報社、2004年)
- 池田美智子 『ガットからWTOへ—貿易摩擦の現代史』 (ちくま新書、1996年)
- 岩沢雄司 『WTOの紛争処理』 (三省堂、1995年)
- 小原喜雄 「反ダンピング法と反トラスト法」 『貿易と関税』1998年6月号

- 大山道広 「GATT/WTO ルールの経済的意義」『経済研究』Vol.50、No.1（1999年）
- 公正貿易センター 『米国アンチダンピング規則解説』（ジェトロ、1993年）
- 小寺彰 『WTO体制の法構造』（東京大学出版会、2000年）
- 小室程夫 『ゼミナール国際経済法入門（新版）』（日本経済新聞社、2007年）
- 櫻井雅夫 『国際経済法：国際投資』（成文堂、1992年）
- 杉原高嶺 『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996）
- 田村次郎 「WTOにおける「貿易と競争」のゆくえー日米フィルム事件が残した課題」『日本国際経済法学会年報』第8号（1999年）、79-105項。
- 経済産業省通商政策局編 『不公正貿易報告書』【2002年版】～【2007年版】
- 中川淳司 「国内裁判所による国際法適用の限界—GATT/WTO協定の場合」『国際法外交雑誌』第100巻2号（2001年）
- 中川淳司、清水章雄、平覚、間宮勇 『国際経済法』（有斐閣、2003年）
- 新堀聡 『ウルグアイ・ラウンド後の世界の貿易体制と貿易政策』（三嶺書房、1994年）
- 西田勝喜 『GATT/WTO体制研究序説』（文真堂、2002年）
- 福永有夏 「アンチダンピング制度の国際的調和—協定解釈に関する審査基準に注目して」『社会科学研究』53巻4号（2002）
- 「韓国のアンチダンピング法制とその運用（上）」『貿易と関税』2006年7月号
- 村瀬信也 『国際法の経済的基礎』（有斐閣、2001年）
- 柳赫秀 『ガット19条と国際通商法の機能』（東京大学出版会、1994年）
- 강홍중 「WTO体制の下のアンチダンピング交渉戦略に関する研究」『貿易学会誌』（韓国貿易学会 2003）
- 김수현 「ヨーロッパ連合のアンチダンピング規制に関する研究」『貿易学会誌』（韓国貿易学会 1996）
- 김용규 「UR反ダンピング協約と米国、EUアンチダンピング規定の比較及び韓国の対応方案」『社会科学研究』（安養大学 1997）
- 마광 「WTO及び主要国のアンチダンピング関税評価再審査制度に関する研究」『안암法学』（안암法学 2007）
- 박형래 「アンチダンピング、相殺関税、セーフガード決定要因分析に関する実証的研究」『貿易学会誌』（韓国貿易学会 1997）

- 「WTO 国際規範と我が国のアンチダンピング制度改善の選別性に関する研究」 『関税学会誌』 (韓国関税学会 2001)
- 柳建佑 「WTOと美・EUアンチダンピング規制に関する比較研究」 『国際商学』 (韓国国際商学会 2000)
- 안재진 「WTO アンチダンピング関税制度改定交渉の争点及び対応方案」 『関税学会誌』 (韓国関税学会 2005)
- 이시영, 전성희 「米国アンチダンピング法の政治経済的接近」 『国際通商研究』 (韓国国際通商学会 2001)
- 「アンチダンピング法の戦略的效果分析 : 脅威及び貿易転換効果を中心に」 『貿易学会誌』 (韓国貿易学会 1998)
- 이태열 「アンチダンピング措置の拡散と特徴に対する分析」 『社会科学研究』 (祥明大学校 2003)
- 「アンチダンピング規定の問題点と補充方案」 『社会科学研究』 (祥明大学校 2004)
- 장흥훈 「EUのアンチダンピング制度に関する韓国の政策的対応方案」 『国際商学』 (韓国国際商学会 2003)
- 전정기 「韓国とECのアンチダンピング関税賦課手続きに関する比較研究」 『国際商学』 (韓国国際通商学会 1998)
- 「米国アンチダンピング制度運用の非公正性に関する研究」 『国際商学』 (韓国国際商学会 1999)
- 전창원 「先進国のアンチダンピング規制と我が国の対応方案」 『貿易学会誌』 (韓国貿易学会 1995)
- 鄭弘泳 「WTO 時代のアンチダンピング制度と対応方案」 『国際商学』 (韓国国際商学会 1997)
- 知識経済省 『貿易救済』 (季刊 2003年-2008年)
- 知識経済省 『貿易委員会 20年』 (2007年)
- 法務省 『通商法律』 (隔月 2000年 - 2008年)

執 筆 者

全 濟九 (Jun JeGoo)

1961年3月7日	大韓民国 忠清北道 丹陽郡 生まれ
1979年2月	忠北高等学校卒業
1983年2月	忠北大学校 行政学科卒業
1985年2月	ソウル市立大学校大学院 行政学科修士課程修了
2001年3月	東京大学大学院 法学政治学研究科修士課程修了
1984年6月 ～ 現在	商工部、通商産業部、産業資源部課長

2007年1月より2009年12月までアジア経済研究所海外客員研究員として韓国の反ダンピング制度に関する研究を行う。本報告書はその研究成果である。